平成15年9月3日 要綱第1号

改正 平成19年3月30日 要綱第1号

(設置)

第1条 大雪地区広域連合の効率的かつ円滑な運営を図るため、大雪地区広域連合会議(以下「会議」という。)を置く。

(会議の名称及び構成)

- 第2条 会議の名称及びその構成は次の各号のとおりとする。
  - (1) 連合長・副連合長会議 広域連合長及び副広域連合長2人
  - (2) 事務管理者・主監会議 広域連合事務管理者及び主監2人 (招集及び議長)
- 第3条 会議は必要に応じて開催する。
- 2 連合長・副連合長会議は、広域連合長が招集し、事務管理者・主監会議は広域連合事務管理者が招集する。
- 3 連合長・副連合長会議の議長は広域連合長、事務管理者・主監会議の議長には広域連合事務管理者があたる。
- 4 前条の会議は合同で開くことができる。この場合、広域連合長が招集し、議長にあたる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附則

- この要綱は、平成15年9月3日から施行する。
  - 附 則(平成19年3月30日要綱第1号)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。